

韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定

白井 京

はじめに

I 公職選挙法の概要

II 選挙における IT 利用の経緯

III 現行法におけるインターネット関連規定

おわりに

翻訳：公職選挙法（抄）

はじめに

“World’s first internet president logs on” — 「世界初のインターネット大統領がログオンする」 — 英国の代表的な新聞であるガーディアン (The Guardian) が、2003年2月24日、盧武鉉大統領の就任前日に掲載した記事のタイトル^(注1)である。「IT 大国」を自認する韓国では、早い時期から選挙運動にインターネットが用いられてきた。盧武鉉大統領の就任は、インターネットの力なしには有り得なかったと評する者も多^(注2)い。

我が国においては、インターネットによる選挙運動は、現行法上、選挙運動期間以外は公職選挙法第129条により禁止され、選挙運動期間中は、公職選挙法第142条、第143条により法定外の文書図画に該当するとして禁止^(注3)されている。このため、インターネットやブログを利用した選挙運動の許容を求める改正論議が始まって久しい。

本稿では、こうした論議に資するため、韓国の公職選挙法が、インターネットその他の IT を利用した選挙運動についてどのような経緯を経て現在の規定に至ったのか、そして現在どのように規定されているのかを報告する。

I 公職選挙法の概要

韓国において現在施行されている公職選挙法は、1994年、いわゆる統合選挙法として制定された^(注4)ものである。

同法は、それまで個別の法律として施行されていた大統領選挙法、国会議員選挙法、地方議会議員選挙法、地方自治体首長選挙法を一つに統合し、全ての選挙に適用することで、選挙管理に一貫性をもたせることを意図し、制定されたものである。全17章278か条及び附則からなる膨大な法律であり、「選挙権及び被選挙権」「選挙区及び議員定数」「選挙期間及び選挙日」「選挙人名簿」「候補者」「選挙運動」「選挙費用」「投票」「開票」「選挙に関する争訟」等の章から成る。

1994年の制定後、現在にいたるまで、大小様々な規模の改正が頻繁に繰り返され、選挙の前には必ずといっていいほど改正されてきた。2005年の最新の改正では、2006年の地方選挙を前に、地方議会議員選挙における比例代表制の導入、選挙権年齢の19歳への引き下げ、永住外国人に対する地方参政権付与等の改正^(注5)が行われた。また、これまで「公職選挙及び選挙不正防止法」であった法律のタイトルを、簡潔に「公職選挙法」^(注6)と改めた。

かつて、韓国における選挙運動といえば、大衆動員と金権選挙が定番であった。特に何万人もの聴衆を集めて大規模な集会が行われ、動員された人々には金の入った封筒が公然と手渡されていたという。

しかし、この公職選挙法の制定と十数回に及ぶ改正は、演説会の場所や拡声器の使用を制限して大規模集会を事実上不可能にし、小規模集

会も制限していった。このため、統合選挙法の制定後、選挙文化は徐々に変化し、マスメディアがその中心を担うようになってきているといわれる。^(注7)

II 選挙における IT 利用の経緯

韓国において IT を用いた選挙運動に関する報道が初めて見られるのは、1994年8月である。当時、国会議員補欠選挙において、無所属のハン・ジヨム候補者が、代表的なパソコン通信（以下「PC 通信」とする。）のポータルサイトであった「チョリアン」において「ハン・ジヨム候補と共に」というタイトルのメニューを開設したと報道されている。^(注8)

その後 PC 通信を通じた選挙運動は、1995年の統合地方選挙において、選挙運動の新しい方法として話題となった。

その当時の報道をみると、PC 通信を利用した選挙運動は、特に政治に関心の低い若い世代を中心とする多くの有権者に同時にアクセスすることができ、また、候補者と有権者が直接対話できる「遠隔民主主義 (teledemocracy)」という新しい政治活動の形になりうるとして、肯定的な評価を受けている。^(注9) 加えて、当時一般国民にも知られ始めていたインターネットについて簡単な紹介がなされ、「単純な文字情報だけでなく写真や動画像も見せることができる」ため、「選挙文化の根幹を揺るがしうるもの」と評価されている。^(注10)

翌年1996年10月、日本においては、旧自治省がインターネットの選挙運動利用の可否を問う新党さきがけ（当時）の質疑に対し、「不特定多数を相手にする選挙運動を目的にホームページを開設する行為自体が公職選挙法に抵触する」と有権解釈し、話題となった。^(注11) その後、現在にいたるまで、我が国においてはインターネットを利用した選挙運動は一貫して禁止されている。

この間、韓国の公職選挙法では PC 通信やイ

ンターネットについてどのように規定し、どのように解釈してきたのだろうか。

1994年の制定当時、公職選挙法第109条は、「電気及び通信の方法により選挙運動を行うことはできない」という規定をおきつつも、「自筆の書信、個人用コンピューター又は電話による場合はその限りではない」という但し書きを付していた。また、選挙に関する事務を担う中央選挙管理委員会^(注12)は、1995年の段階で「PC 通信を利用した選挙運動は可能である」という有権解釈を出している。^(注13)

しかし、1996年4月に行われた第15代国会議員総選挙の過程において、PC 通信やインターネットと選挙との関係に対する楽観的な見方には、疑念が呈されるようになった。個人用コンピューター（以下「PC」とする。）の爆発的な普及により、通信網に掲載された文章の内容が選挙法に抵触するかどうかが捜査機関が適切な監視をすることが難しく、証拠の確保に難があるとの指摘がなされるようになったのである。^(注14)

これを受け、直後に大統領選挙を控えた1997年10月に、PC 通信を利用した選挙運動について明確に規定すべく、法改正がなされた。公職選挙法の規定に、「PC 通信を利用した選挙運動（第82条の3）」が新設されたのである。その概要は以下のとおりである。

- ・ 選挙運動期間中、PC を利用し、PC 通信の掲示板又は資料室等の情報貯蔵装置において、選挙運動のための内容の情報を掲示することができる。また、PC 通信を利用し、対話房（チャットルーム）や討論室を通じた選挙運動を行うことができる。
- ・ PC 通信を利用した、候補者やその親族に関する虚偽事実の流布を禁止する。これに違反したときは、第250条及び第251条に従い処罰する。^(注15) なお、こうした事実があった場合、誰であれ選挙管理委員会に通報することができる。

- ・選管は、上記違反を確認したときは、電気通信事業者に該当内容の取扱いを拒否、停止又は制限するよう要請できる。事業者は、即時これを履行することが義務付けられる。
- ・事業者及び運営者は、拒否、停止又は制限の要請を受けた日から3日以内に異議を申し立てることができる。

すなわち、選挙運動期間中、PC通信を利用した選挙運動が可能である点を法律上明記するが、候補者に対する誹謗・中傷については、通信事業者を通じて規制することができるというのが、その要旨である。

これを受けて与野党は、1998年の地方選挙ではPC通信やインターネットを「第二の戦場」とし、候補者のプロフィール、公約、漫画による広報等を掲載するなど、大きく力を入れるようになった。とはいえ、この時点では、選挙自体に及ぼす影響力は、それほど大きいとはいえなかった。^(注16)

しかしその間、国家的に超高速通信網の構築を推し進めた韓国では、インターネットが急速に普及した。上記の1997年改正は、当時主流であったPC通信を用いた選挙運動については明確に規定したものの、インターネットについては言及していない。そのため、2000年4月の第16代国会議員総選挙では、インターネットを通じた選挙運動について解釈の混乱がみられるようになった。インターネットの爆発的普及という現実、法律が追いつかない状態になったのである。

中央選挙管理委員会は、政党や立候補者が単にホームページを作成するのは問題ないが、バナー広告や他のホームページへのリンク等は、広告禁止を規定する第93条が適用されるため不法の可能性があると有権解釈を発表した。^(注17)しかし、インターネットによる選挙運動は規制の裏をかいて爆発的に広がり、2000年の第16代国

会議員総選挙は、インターネットによる選挙運動と選挙管理委員会の規制の「いたちごっこ」の状態となった。中央選挙管理委員会によれば、1996年第15代国会議員総選挙時に比して6倍ものインターネット関連の選挙違反行為が取締りの対象となっている。^(注18)

一方、2000年の公職選挙法改正により、中央選挙管理委員会の公式ホームページ上で新しい試みが始まった。有権者が候補者に対する正確な情報をもとに候補者を選択することができるように、候補者の財産、経歴、納税情報、前科、自身もしくは子どもが兵役義務を履行しているかどうか等の情報について、インターネットを通じて公開し、誰でも確認することができるようにしたのである。^(注19)こうした情報の公開には、候補者のプライバシーの侵害との批判もあったが、これまでのように地縁や学閥等を根拠とするのではなく、履歴や人柄等、多様な情報を得た上で自ら判断し投票するという新しい選挙文化の礎石になったとする肯定的な評価が優勢であった。^(注20)

こうした候補者の個人情報公開は、この年の選挙運動において最も話題となった2000年総選挙市民連帯(総選市民連帯)による「落選運動」にも影響を与えた。同団体はこれらの情報等をもとに「不適格候補者」のリストを発表するなど積極的な落選運動を行ったのである。同団体のインターネット掲示板は総選挙を前に訪問者が90万名を超え、選挙結果に大きな影響を与えたことは、我が国でも強い関心と呼んだ。^(注21)こうした事態について、韓国マスコミは「インターネットを通じた選挙文化革命」と報じた。^(注22)

2002年の大統領選挙では、選挙とインターネットの関係はさらに進化した。2001年の段階から、「1997年大統領選挙がTV討論に左右されたメディア選挙であったとすれば、来年はインターネット選挙になる」と展望されていたが、^(注23)まさにそのとおりの展開になったのである。

この選挙では「ノサモ」（「盧武鉉を愛する人々の集い」を意味する韓国語の省略形）など、特定政治家の自発的ファンサイトの活動が脚光を浴びた。盧武鉉大統領の当選は「ノサモ」と20～30代の有権者によるインターネットを通じた支援がなければありえなかったと評される。もっとも、公職選挙法により政党以外の選挙活動は禁じられているため、「ノサモ」のホームページは閉鎖され、当時、盧武鉉候補の所属政党であった民主党のホームページに統合された。^(注24)

また、2002年の大統領選挙を通じて台頭したのが、いわゆる「インターネット言論」である。インターネット言論とは、政治経済等の時事問題に関する報道や論評を、インターネットを通じて提供するインターネット新聞や政治ポータルサイト等をいう。我が国でも知られる「オーマイニュース」等のインターネット新聞は、既存の保守的な新聞・放送等と並ぶもう一つの選択肢として、若い有権者の圧倒的な支持を得ている。

しかし、選挙法は、候補者の対談や討論については定期刊行物法に登録されたマスコミと放送法上許可された報道機関のみとしていた。そのため、インターネット新聞における候補者のインタビュー等は不正選挙活動として規制の対象となった。例えば、予備選挙における支持を訴えるために盧武鉉候補（当時）らが「オーマイニュース」のインターネット生放送を通じた対談に出演しようとしたところ、中央選挙管理委員会の職員らに阻止されたという事件がある。選挙管理委員会側は、「インターネットサイトは選挙法上定められておらず、対談は事前選挙活動となるため違法である」との解釈を示した。盧武鉉氏側はこれに対し、選挙管理委員会が恣意的に有権解釈をしていると反発した。^(注25)

このような事例が頻発し、選挙法がインターネット時代に合わないといった批判の声を受けて、選挙管理委員会からも改正を推進する提言

が出されるようになった。与野党は協議の末、2004年にインターネットによる選挙運動規定を含む公職選挙法改正案を可決するに至った。^(注26)

この改正では、韓国の選挙文化における一大転換が図られたといわれる。すなわち、「既存の選挙運動にインターネットを取り入れる」のではなく、「インターネット等のメディアを利用した選挙運動を主流にする」ための法改正が行われたのである。2005年には、さらにこれを補強する方向で改正が行われた。

Ⅲ 現行法におけるインターネット関連規定

以上のような経緯を経たあとの現行の公職選挙法におけるインターネット関連規定は、どのようなものなのだろうか。

インターネットを利用した選挙運動については、1997年改正により新設されたPC通信に関する規定（第82条の3）を、2004年改正により「情報通信網を利用した選挙運動（第82条の4）」に改正し、インターネットについて明確に規定した。選挙運動を行うことができる者は、選挙運動期間中にインターネットホームページ、掲示板、チャットルーム等において選挙運動のための内容の情報を掲示することができ、Eメールを使用した選挙運動も可能となった（第82条の4第1項）。

なお、選挙管理委員会に「予備候補者」として登録すれば、大統領選挙については選挙日の240日前から、国会議員及び地方自治体首長の選挙については120日前から、地方議会議員選挙については60日前から、Eメールの送信による選挙運動が可能となる。これは、現役議員は活動報告等の形をとった選挙運動が可能であるにもかかわらず、新規に立候補する場合には選挙運動期間が極めて限定され不利であるという指摘から、選挙運動の一部について期間を大幅に延ばしたものである。なお、Eメールの定義については、「コンピューター利用者同士、ネット

ワークを通じて文字、音声、画像、又は動画像等の情報をやり取りする通信システム」と規定しており、文字だけでなく音声や画像の送信も可能である（第60条の3）。

ただしEメールの送信には、受信者に拒否された場合には送信してはならない、容易に受信を拒否できる措置や方法について明記しなければならない、受信者が料金を負担する送信方法はとらない、数字や文字を組み合わせて機械的にメールを送信するプログラムを使用してはならないといった規制がある（第82条の5）。

また、候補者や立候補を予定している者は、自分が開設したインターネットのホームページに限り、選挙運動期間外でも選挙運動を行うことが許容されている（第59条3項）。すなわち、自ら開設したホームページ上においては、常時、選挙運動を行うことが可能となった。

中央選挙管理委員会のイム・ジャスン事務総長は、インターネットによる選挙運動について、「他の選挙運動方式に比べて低コストであり、双方向コミュニケーションが可能である」という点から、インターネットを通じた政治参加と政治情報の提供を活性化することができるよう、「誰であれ時期に関係なく自由に選挙運動をすることができるようにインターネットによる選挙運動は完全自由化する必要がある」と述べている。^(注27)

また、前述の「インターネット言論」を運営する「インターネット言論社」についても定義が定められた。^(注28) これらの新しいメディアも、既存の新聞、放送と同様に、政党の綱領・政策等に関する報道・論評等には公正性が義務付けられる（第8条）。

インターネット広告については、2005年改正において規定が新設された。インターネット広告を出す候補者は、広告掲示日前日までに原稿と契約書写本を添付し、掲載先・期間・費用等を管轄選挙区の選挙管理委員会に書面で申告す

ることになる（第82条の7）。

このように関連規定を充実させる一方で、インターネットを利用した不正選挙運動を監視し、規制するための条項も多数新設された。

第一にインターネット言論の選挙報道が公正であるかどうかを審議する「インターネット選挙報道審議委員会」が選挙管理委員会の下に設立された（第8条の5）。インターネット上の選挙報道について公正かどうか調査し、その報道内容が不公正であると認められるときは、訂正報道文の掲載等を命じることができる（第8条の6）。

また、ネットを利用した不正選挙を監視する「サイバー選挙不正監視団」が新設された（第10条の3）。30名以内の者で構成されるサイバー選挙不正監視団は、投票日の120日前から、中央選挙管理委員会、市・道選挙管理委員会に設置される。

問題になったのが「インターネット实名制」の導入である。インターネット实名制とは、インターネット言論社が掲示板やチャットルームにおいて選挙に関する意見を掲示することができるようにする場合には、意見を掲示した者の実名を確認するよう義務付ける制度である。行政自治部長官が提供する「実名認証方法」を用い、住民登録法による住民登録番号と名前を確認する技術的な措置が求められる（第82条の6）。この実名確認を備えないインターネット言論社には、1,000万ウォン（約117万円）以下の過料が科される（第261条）。審議の過程では、この「インターネット实名制」の導入について、表現の自由を脅かすものとして市民団体から強い反対があったが、誹謗中傷がネット上を飛び交う選挙期間においてはやむを得ない措置であるとして制定に踏み切った。とはいえ、改正法案の可決が投票日直前まで長引き、実名認証のシステム構築が完了していなかったため、事実上、施行は留保された。^(注29)

おわりに

2004年の国会議員選挙は、インターネットによる選挙運動を許容すべく改正された選挙法のもと、行われたことになる。その評価はどのようなものだろうか。

2004年改正案は、与野党の交渉が長引き、投票日1か月前にようやく可決されたため、立候補予定者、有権者はもとより、選挙管理委員会の末端まで十分に熟知されているとはいえない状態で選挙が行われた。そのため改正法が完全に施行されたとはいえないものの、メディアを利用した選挙運動の拡大によって金権選挙が衰退したという側面では高く評価されている。

一方で、インターネットによる選挙運動は、特にPCに慣れない地方在住の50代、60代の有権者を疎外するという問題点を抱えていることが指摘されている。^(注30) また、インターネット選挙運動の拡大は、それに伴うネット上の不法選挙運動の爆発的増加を伴うことになった。2004年の総選挙では、合計12,799件の誹謗・虚偽広報等が摘発された。そのうち13件は告発、57件は捜査依頼、207件は警告であり、12,513件について削除命令が下されている。^(注31)

注

* インターネット情報は、全て 2005年12月25日現在のものである。

* 法案及び法律の条文については、韓国国会입법통합 지식관리시스템 (立法統合知識管理システム) < <http://search.assembly.go.kr/> >によった。

* 韓国国内の新聞記事については、韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS < <http://www.kinds.or.kr/> >によった。

* 特に雑誌名の記載のない韓国語による論文については、全て韓国中央選挙管理委員会の公式ウェブサイト < http://www.nec.go.kr/index_frame.html >上の「자료실」(資料室) → 「연구자료」(研究資料)よりダウンロードしたものである。

- (1) “World’s first internet president logs on — Web already shaping policy of new South Korean leader.”, *The Guardian*, Feb. 24, 2003.
- (2) 玄武岩『韓国のデジタルデモクラシー』集英社, 2005.7, p.13.
- (3) 大沢秀介「インターネットで選挙運動? — インターネットと表現の自由の原理」『法学教室』No.274, 2003.7, pp.73-80.
- (4) 当時の選挙法は、下記ウェブサイトにおいて全文参照することができる。< http://search.assembly.go.kr/bill/img_attach2/14/doc_10/140617_10.PDF >
- (5) 永住外国人に対する地方参政権の付与については、佐藤信行「韓国で実現した『外国人地方参政権』」『インパクション』No.149, 2005.10, pp.44-48.を参照。
- (6) 当初の案では在外国民に対する選挙権付与も検討されていたが、審議途中に削除されている。
- (7) 大西裕「第5章 韓国の場合 地域主義とそのゆくえ」梅津實ほか『比較・選挙政治 新版』ミネルヴァ書房, 2004, pp.211-212.
- (8) 「PC 통신으로 선거운동/전자편지 동시다발 전송」(PC通信で選挙運動/電子メール、同時多発伝送)『韓国経済新聞』1995.3.22.
- (9) 「PC 통신으로 선거운동 / 6월 지방선거 본격 활용될 듯」(PC通信で選挙運動/6月の地方選挙で本格活用される見通し)『朝鮮日報』1995.3.22.
- (10) 「“신세대엔 PC로 말한다” 선거문화가 바뀐다:3」(“新世代にはPCで話す”選挙文化が変わる3)『国民日報』1995.6.10.
- (11) 「インターネット、選挙に活用認めず一時代遅れの自治省解釈」『読売新聞』1996.10.31.
- (12) 韓国の選挙管理委員会は、憲法に基づき設立された、選挙と国民投票の公正な管理及び政党に関する事務を掌る独立した機関である。組織及び職務に関しては、「選挙管理委員会法」に規定されている。選挙に関する事務だけではなく、政党の登録や定期報告、政治資金の規制や会計報告、国庫補助金の支給などに関する事務も行なう。中央選挙管理委員会及びソウル特別市を含む各広域市、道、市、郡、区及

び投票区の選挙管理委員会がある。

- (13) 「PC 통신 변칙선거운동 활개/탈법단속 어렵다」
(PC通信、変則選挙運動が活発/脱法取締り難しい)
『京郷新聞』1996.2.26.
- (14) 「<사실>차단해야할 악성 PC 선거운동」(<社説>遮断しなければならぬ悪性 PC 選挙運動)『京郷新聞』1997.9.22.
- (15) 第250条及び第251条の規定は以下の通り。

第250条 (虚偽事実公表罪)

①当选する目的又は当選させる目的で、演説、放送、新聞、通信、雑誌、壁報及び宣伝文書その他の方法で候補者(候補者になろうとする者を含む。以下この条において同じ。)に有利なように候補者、その配偶者、直系尊卑属又は兄弟姉妹の出生地、身分、職業、経歴等、財産、人格、行為、所属団体等に関して虚偽の事実(学歴を記載する場合は、第64条(宣伝壁報)第1項の規定による方法で掲載しない場合を含む。)を公表し、又は公表させた者及び虚偽の事実を掲載した宣伝文書を配布する目的で所持した者は、5年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処する。

②当選できなくする目的で演説、放送、新聞、通信、雑誌、壁報、宣伝文書その他の方法で候補者に不利なように候補者、その配偶者、直系尊卑属又は兄弟姉妹に関して虚偽の事実を公表し、又は公表させた者及び虚偽の事実を掲載した宣伝文書を配布する目的に所持した者は、7年以下の懲役又は500万ウォン以上3,000万ウォン以下の罰金に処する。

③ 略

第251条 (候補者誹謗罪)

当选する目的で、又は当選させ、若しくは当選できなくする目的で、演説、放送、新聞、通信、雑誌、壁報又は宣伝文書その他の方法で公然と事実を摘示して候補者(候補者になろうとする者を含む。)、その配偶者、直系尊・卑属又は兄弟姉妹を誹謗した者は、3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。ただし、事実が真実であり、かつ、公共の利益に関わるときは、処罰しない。

- (16) 「'사이버 선거戰' 불붙었다/여야 인터넷 PC 통신·

유세 본격 돌입」('사이버 선거戰' に火がついた/与野党インターネット・PC通信遊説を本格的に導入)『韓国日報』1998.5.23.

- (17) 「PC 통신은 되고 인터넷 선거운동은 안된다니…」
(PC通信はよくてインターネット選挙運動はダメだなんて…)『韓国日報』2000.1.19
- (18) 「인터넷에 광고 “잘 부탁드립니다” … 사전 선거운동百態」(インターネットに広告“よろしく”…事前選挙運動百態)『文化日報』2000.3.7
- (19) 임좌순 (イム・ジャスン) 「선거와 인터넷」(選挙とインターネット), p.3.
- (20) 「인터넷 선거관리 '큰 획」(インターネット選挙管理 '転換点')『韓国日報』2000.4.14.
- (21) 2000年の国会議員選挙及び落選運動については、嚴泰浩「韓国の第16代国会議員総選挙(海外事務所特集2)」『自治体国際化フォーラム』No.132, 2000.10, pp.8-15. < http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp_jimu/132_2/INDEX.HTM >
- (22) 「인터넷 '선거 혁명' 위력 발휘」(インターネット '選挙革命' 威力を発揮)『韓国日報』2000.4.3.
- (23) 「정치&인터넷/ (하) 선거와 정치사이트」(政治&インターネット/ (下) 選挙と政治サイト)『ソウル新聞』2001.12.26.
- (24) 2002年大統領選挙におけるインターネット利用や「ノサモ」等については、玄武岩 前掲書を参照。盧武鉉大統領は、国会議員であった2000年の時点で、100名のボランティア「サイバー補佐官」を募集するなど、インターネットを活用している代表的な国会議員と報道されている。「인터넷은 지금 선거혁명중—N世대의 정치의식」(インターネットは今、選挙革命中—N世代の政治意識)『新東亜』43巻3号(通巻486号), 2000.3, pp.702-713.
- (25) 「인터넷 선거운동 위법 공방」(インターネット選挙運動違法攻防)『東亜日報』2002.1.25.
- (26) 2004年改正は、公職選挙法だけでなく、政党法、政治資金法を含む「政治関連法」の大規模な改正であった。その概要については、山本健太郎「韓国における政治改革立法と政党の動向—盧武鉉大統領の

弾劾と2004年総選挙を経て—」『レファレンス』
No.641, 2004.6, pp.36-56, < http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200408_641/64102.pdf >;
『韓国の国会と第17代総選挙結果分析について』
(CLAIR REPORT No.260), (財)自治体国際化協会,
2005.6. < http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr260m.html >

- (27) 임좌순 (イム・ジャスン) 前掲論文, pp.2-3.
(28) インターネット言論社の詳細については、玄武岩
前掲書, pp.196-211等。
(29) 「인터넷 실명제 이번 총선엔 유보」(インターネット
実名制、今回の総選挙では留保)『朝鮮日報』
2004.4.13.
(30) 윤중빈 (ユン・ジョンビン) 「정치관련법개정과
선거운동의 변화—정치적효과와 제도적한계」(政治
関連法改正と選挙運動の変化—政治的效果と制度的
限界)
(31) (財)自治体国際化協会 前掲注(24), pp.25-26.

도와 법적, 제도적 쟁점」(インターネット言論の選
挙報道と法的制度的争点)

- ・김영태 (キム・ヨンテ) 「개정정치관계법의 비판적
고찰—구조적문제해결의 방치…미시적 변화에 그쳐
'아쉬움」(改正政治関係法の批判的考察—構造的
問題解決の放置…ミクロの変化にとどまり「物足り
なさ)『国会報』8月号, 2005.7.
- ・윤성이 (ユン・ソンイ) 「인터넷과 17대 총선」(イ
ンターネットと17代総選)
- ・임종일 (イム・ジョンイル: 인터넷선거보
도審議위원회審議委員) 「제17대총선 인터넷언론 선
거보도 심의현황 및 과제」(第17代総選挙インテ
ルネット言論選挙報道審議現況及び課題)
- ・조영식 (ジョ・ヨンシク) 「개정정치관계법에 대한
소고—개혁기조를 유지하기로 한 정치계에게 박수
를—」(改正政治関係法についての小考—改革基調を
維持することにした政界に拍手を—)『国会報』8月
号, 2005.7.

参考文献 (注に記したものは除く)

- ・강경근 (カン・ギョングン) 「인터넷언론의 선거보

(しらいきょう・海外立法情報課)

公職選挙法（抄）

공직선거법

(2005年8月4日 法律第7681号)

[第1章・第7章・第16章・第17章のうちインターネット関連規定]

白井 京 訳

第1章 総則

第8条 言論機関の公正報道義務

放送、新聞、通信、雑誌その他の刊行物を経営若しくは管理する者又は編集、取材、執筆若しくは報道する者及び第8条の5（インターネット選挙報道審議委員会）第1項の規定によるインターネット言論社が、政党の綱領、政策若しくは候補者（候補者になろうとする者を含む。以下この条において同じ。）の政見その他の事項に関して報道若しくは論評をする場合又は政党の代表者若しくは候補者若しくはその代理人を参加させ対談をし、若しくは討論を行い、これを放送若しくは報道する場合には、公正に行わなければならない。

第8条の5 インターネット選挙報道審議委員会

①中央選挙管理委員会は、インターネット言論社（「新聞等の自由及び機能保障に関する法律」第2条（用語の定義）第7項の規定^(注1)に基づくインターネット新聞事業者その他政治、経済、社会、文化、時事等に関する報道、論評、世論若しくは情報等を伝播させる目的で取材、編集、執筆した記事をインターネットを通じて報道、提供又は媒介するインターネットホームページを経営若しくは管理する者又はそれと類似した言論の機能を行うインターネットホームページを経営若しくは管理する者をいう。以下同じ。）のインターネットホームページに掲載された選挙報道（社説、論評、写真、放送、動画像その他選挙に関する内容

を含む。以下この条及び第8条の6（インターネット言論社の訂正報道等）において同じ。）の公正性を維持するために、インターネット選挙報道審議委員会を設置し、運営しなければならない。

- ②インターネット選挙報道審議委員会は、国会に交渉団体を構成した政党が推薦する各1名と放送委員会、言論仲裁委員会、学界、法曹界、インターネット言論団体及び市民団体等が推薦する者を含め、中央選挙管理委員会が委嘱する11名以内の委員で構成し、委員の任期は3年とする。
- ③インターネット選挙報道審議委員会に委員長1名をおき、委員長は委員の中から互選する。
- ④インターネット選挙報道審議委員会に常任委員1名をおき、中央選挙管理委員会がインターネット選挙報道審議委員会の委員の中から指名する。
- ⑤政党の党員は、インターネット選挙報道審議委員会の委員になることができない。
- ⑥インターネット選挙報道審議委員会は、インターネット選挙報道の政治的中立性、公平性、客観性及び権利救済その他選挙報道の公正を保障するために必要な事項を定め、これを公表しなければならない。
- ⑦インターネット選挙報道審議委員会は、業務遂行のために必要であると認めるときは、関係公務員又は専門家を招聘して意見を聞き、又は関連機関若しくは団体等に資料及び意見提出等の協力を要請することができる。

- ⑧インターネット選挙報道審議委員会の事務を処理するため、選挙管理委員会所属公務員で構成する事務局を置く。
- ⑨インターネット選挙報道審議委員会の構成又は運営、委員及び常任委員の待遇、事務局の組織又は職務範囲その他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則に定める。

第8条の6 インターネット言論社の訂正報道等

- ①インターネット選挙報道審議委員会は、インターネット言論社のインターネットホームページに掲載された選挙報道が公正であるかどうかを調査しなければならない。調査結果又は選挙報道の内容が公正ではないと認められるときは、当該インターネット言論社に対し、該当選挙報道の内容に関する訂正報道文の掲載等、必要な措置を命じなければならない。
- ②政党又は候補者（候補者になろうとする者を含む。以下この条において同じ。）は、インターネット言論社の選挙報道が不公正であると認められるときは、その報道があることを知った日から10日以内にインターネット選挙報道審議委員会に書面で異議申立てをすることができる。
- ③インターネット選挙報道審議委員会は、第2項の規定による異議申立てを受けたときは、遅滞なく異議申立て対象となった選挙報道が公正であるかどうかを審議しなければならない。審議の結果、選挙報道が公正ではないと認められるときは、当該インターネット言論社に対し、当該選挙報道の内容に関する訂正報道文の掲載等、必要な措置を命じなければならない。
- ④インターネット言論社の歪曲された選挙報道により被害を受けた政党又は候補者は、その報道の公表があったことを知った日から10日以内に書面で当該インターネット言論社に反論報道の放送又は反論報道文の掲載（以下こ

の条において「反論報道」という。）を請求することができる。この場合、この報道の公表があった日から30日が経過した時には、反論報道を請求することができない。

- ⑤インターネット言論社は、第4項の請求を受けたときは、遅滞なく当該政党若しくは候補者又はその代理人と、反論報道の形式、内容、大きさ及び回数等に関して協議した後、これを請求されたときから12時間以内に当該インターネット言論社の負担で反論報道を行わなければならない。
- ⑥第5項の規定による反論報道協議がなされない場合に、当該政党又は候補者は、インターネット選挙報道審議委員会に即時反論報道請求をすることができ、インターネット選挙報道審議委員会はこれを審議し却下、棄却又は認容決定をした後、当該政党、候補者及びインターネット言論社にその決定内容を通知しなければならない。その場合、反論報道の請求認容決定をしたときは、その形式、内容、大きさ及び回数その他必要な事項を共に決定し通知しなければならない。通知を受けたインターネット言論社は、遅滞なくこれを履行しなければならない。
- ⑦「言論仲裁及び被害救済等に関する法律」第15条（訂正報道請求権の行使）第1項及び第4項から第7項までの規定は、その性質に反しない限り、インターネット言論社の選挙報道に関する反論報道請求にこれを準用する。この場合「訂正報道請求」は「反論報道請求」、「訂正」は「反論」、「訂正報道請求権」は「反論報道請求権」、「訂正報道」は「反論報道」、「訂正報道文」は「反論報道文」と読み替える。

第10条の3 サイバー選挙不正監視団

- ①中央選挙管理委員会及び市・道選挙管理委員会は、インターネットを利用した選挙不正を

監視するために、選挙日前120日（選挙日前120日後に実施事由が確定した補欠選挙等においてはその選挙の実施事由が確定した後5日）から選挙日まで各々30名以内で構成されたサイバー選挙不正監視団を設置、運営しなければならない。ただし、補欠選挙等においては、選挙の種類、実施地域等を勘案し、中央選挙管理委員会規則が定めるところに従い設置する。

- ②サイバー選挙不正監視団は、政党の党員ではない、中立的かつ公正な者により構成する。
- ③第10条の2（選挙不正監視団）第2項後段、第3項及び第6項から第8項までの規定は、^(注3)サイバー選挙不正監視団に準用する。この場合「管轄区・市・郡選挙管理委員会」は「管轄選挙管理委員会」、「選挙不正監視団」は「サイバー選挙不正監視団」と読み替える。

第7章 選挙運動

第59条 選挙運動期間

選挙運動は、候補者登録締切日の翌日から選挙日前日までに限り行うことができる。ただし、次の各号の一に該当する場合はその限りではない。

- 1～2. 略
- 3. 候補者及び候補者になろうとする者が、自身の開設したインターネットホームページを利用して選挙運動をする場合

第60条の3 予備候補者等の選挙運動

①予備候補者は、次の各号の一に該当する方法により選挙運動を行うことができる。

- 1～2. 略
- 3. 電子メール（コンピューター利用者同士、ネットワークを通じて文字、音声、画像、又は動画像等の情報をやり取りする通信システムをいう。以下同じ。）を利用して、文字、音声、画像、又は動画像その他の情

報を送信する行為

以下 略

第82条の4 情報通信網を利用した選挙運動

①選挙運動を行うことができる者は、選挙運動期間中に「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条（定義）第1項第1号の規定による情報通信網（以下「情報通信網」という。）を利用してインターネットホームページ又はその掲示板、チャットルーム等において選挙運動のための内容の情報を掲示し、又は電子メールを送信する方法により選挙運動を行うことができる。

②誰であれ、情報通信網を利用して候補者（候補者になろうとする者を含む。）、その配偶者、直系尊卑属又は兄弟姉妹に関して虚偽の事実を流布してはならず、公然と事実を摘示してこれらを誹謗してはならない。ただし、事実が真実であり、かつ、公共の利益に関わる時は、その限りではない。

③各級選挙管理委員会（邑、面、洞選挙管理委員会を除く。）は、この法律の規定に違反する情報がインターネットホームページ又はその掲示板、チャットルーム等に掲示され、又は情報通信網を通じて伝送される事実を発見したときは、当該情報が掲示されたインターネットホームページを管理、運営する者に該当情報の削除を要請し、又は伝送される情報を取り扱うインターネットホームページの管理・運営者又は「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第3項の規定による情報通信サービス提供者（以下「情報通信サービス提供者」という。）にその取扱いの拒否、停止又は制限を要請することができる。

④第3項の規定による要請を受けたインターネットホームページ管理・運営者又は情報通信サービス提供者は、遅滞なくこれに従わな

なければならない。

- ⑤第3項の規定に基づく要請を受けたインターネットホームページ管理・運営者又は情報通信サービス提供者は、その要請を受けた日から、該当情報を掲示し、又は伝送した者は、当該情報が削除され又はその取扱いが拒否、停止若しくは制限された日から、それぞれ3日以内に、要請した選挙管理委員会に対し異議を申立てることができる。
- ⑥違法な情報の掲示に対する削除等の要請、異議申立てその他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則に定める。

第82条の5 選挙運動情報の伝送制限

- ①誰であれ、情報受信者の明示的な受信拒否意思に反して選挙運動目的の情報を伝送してはならない。
- ②第1項の規定による選挙運動目的の情報（以下「選挙運動情報」という。）を電子メールで伝送し、又は電話を利用して伝送（送・受話者間で直接通話する場合を除く。以下この条において同じ。）する者は、次の各号の事項を選挙運動情報に明示しなければならない。
 1. 選挙運動情報に該当する事実
 2. 削除
 3. 削除
 4. 受信拒否の意思表示を容易に行うことができる措置及び方法に関する事項
- ③電話を利用して音声により選挙運動情報を伝送する者は、接続してすぐに受信者に受信可否に関する意思を問い、同意する場合に限り伝送することができる。
- ④選挙運動情報を伝送する者は、受信者の受信拒否を回避し、又は妨害する目的で、技術的措置をとってはならない。
- ⑤選挙運動情報を伝送する者は、受信者が受信拒否をするとき、発生する電話料金その他金銭的費用を受信者が負担しないよう必要な措

置をとらなければならない。

- ⑥誰であれ、数字、符号又は文字を組み合わせ、電話番号、電子メールアドレス等受信者の連絡先を自動的に生成するプログラムその他の技術的装置を利用して選挙運動情報を伝送してはならない。

第82条の6 インターネット言論社の掲示板、チャットルーム等における実名確認

- ①インターネット言論社は、選挙運動期間中、当該インターネットホームページの掲示板、チャットルーム等に政党、候補者に対する支持又は反対の文章を掲示することができるようにする場合には、行政自治部長官が提供する実名認証方法により実名を確認するよう技術的措置をとらなければならない。
- ②政党、候補者は、自身の名義で開設、運営するインターネットホームページの掲示板、チャットルーム等において政党、候補者に対する支持又は反対の文章を掲示することができるようにする場合には、第1項の規定にもとづく技術的措置をとることができる。
- ③行政自治部長官は、第1項及び第2項の規定にもとづき提供した実名認証資料を、実名認証を受けた者別及びインターネットホームページ別に管理しなければならない。中央選挙管理委員会がその実名認証資料の提出を要求する場合には、遅滞なくこれに従わなければならない。
- ④インターネット言論社は、第1項の規定にもとづき実名認証を受けた者が文章を掲示した場合、当該インターネットホームページの掲示板、チャットルーム等に「実名認証」表示が現れるようにする技術的措置をとらなければならない。
- ⑤インターネット言論社は、当該インターネットホームページの掲示板、チャットルーム等において文章を掲示しようとする者に対し住

民登録番号を記載することを要求してはならない。

- ⑥インターネット言論社は、当該インターネットホームページの掲示板、チャットルーム等において、「実名認証」の表示がない、政党や候補者に対する支持又は反対の文章が掲示された場合には、遅滞なくこれを削除しなければならない。
- ⑦インターネット言論社は、政党、候補者及び各級選挙管理委員会が第6項の規定による文章を削除するよう要求した場合には、遅滞なくこれに従わなければならない。

第82条の7 インターネット広告

- ①候補者（大統領選挙の政党推薦候補者並びに比例代表国会議員選挙及び比例代表地方議会議員選挙においては候補者を推薦した政党をいう。以下この条において同じ。）は、インターネット言論社のインターネットホームページに選挙運動のための広告(以下「インターネット広告」という。)を出すことができる。
- ②第1項のインターネット広告には、^(註4) 広告根拠及び広告主名を表示しなければならない。
- ③同じ政党の推薦を受けた2名以上の候補者は、合同で第1項の規定によるインターネット広告をすることができる。この場合、その費用は、当該候補者間の約定により分担するが、その分担内訳を広告契約書において明示しなければならない。
- ④第1項のインターネット広告をしようとする候補者は、広告掲示日前日までに広告原稿及び広告契約書の写しを添付し、インターネット言論社名、広告期間、広告費用（第3項の場合その分担内訳を含む。）等を管轄選挙区選挙管理委員会に書面で申告しなければならない。
- ⑤誰であれ、第1項の場合を除き、選挙運動のためにインターネット広告をしてはならない。

- ⑥広告申告書の書式その他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則に定める。

第16章 罰則

第255条 不正選挙運動罪

- ①～③ 略
- ④第82条の5（選挙運動情報の伝送制限）第1項の規定に違反し選挙運動情報を伝送した者、同条第2項の規定に違反し選挙運動情報に該当する事実等を選挙運動情報に明示せず、又は偽って表示したもの、同条第3項の規定に違反し受信者の同意を得ずに選挙運動情報を伝送した者、同条第4項の規定に違反し技術的措置をとった者、同条第5項の規定に違反し費用を受信者に負担させた者及び同条第6項の規定に違反し選挙運動情報を伝送した者は、1年以下の懲役又は100万ウォン以下の罰金に処する。

第256条 各種制限規定違反罪

- ① 略
- ②次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は400万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1. 選挙運動と関連し、次の各目の一に該当する者
 - a～d 略
 - e. 第82条の4（情報通信網を利用した選挙運動）第4項の規定に違反し、各級選挙管理委員会の要請を履行しない者
 - f～n 略
 - 2. 略
 - 3. 次の各目の一に該当する通知を受け、これを遅滞なく履行しなかった者
 - a～c 略
 - d. 第8条の6（インターネットの訂正報道等）第1項若しくは第3項の規定による措置又は同条第6項の規定による反論報道の決定

4. 略

③ 略

④ 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は200万ウォン以下の罰金に処する。

1～6 略

7. 第82条の7（インターネット広告）第4項の規定に違反してインターネット広告を出し、又は出させた者

以下 略

第261条 過料の賦課、徴収等

① 第82条の6（インターネット言論社の掲示板、チャットルーム等の実名確認）第1項の規定に違反し、技術的措置をとらなかった者には、1000万ウォン以下の過料を科する。

② 次の各号の一に該当する行為をした者には、300万ウォン以下の過料を科する。

1. 第272条の3（通信関連選挙犯罪の調査）第3項

2. 略

3. 第82条の6（インターネット言論社掲示板、チャットルーム等の実名確認）第6項の規定に違反し実名認証の表示がない文章を削除しなかった者

以下 略

第17章 補則

第272条の3 通信関連選挙犯罪の調査

① 各級選挙管理委員会（邑、面、洞選挙管理委員会を除く。以下この条において同じ。）職員は、この法律に違反した情報通信網の利用行為の嫌疑が認められる相当な理由があるときは、当該選挙管理委員会の所在地を管轄する高等法院（区・市・郡選挙管理委員会の場合は地方法院をいう。）首席部長判事又はこれに相当する部長判事の承認を得て、情報通信サービス提供者に当該情報通信サービス利用者の姓名（利用者を識別するための符号を含

む。）、住民登録番号、住所（電子メールアドレス、インターネットのログ記録資料及び情報通信網に接続した情報通信機器の位置を確認することができる資料を含む。）、利用期間、利用料金についての資料の閲覧又は提出を要請することができる。

② 略

③ 第1項及び第2項の規定による要請を受けた者は、遅滞なくこれに応じなければならない。

④ 各級選挙管理委員会の職員は、情報通信サービス提供者から第1項又は第2項の規定により提出された資料をこの法律の違反行為についての調査目的以外の用途に使用してはならず、関係捜査機関に告発又は捜査依頼をする場合を除き、公開してはならない。

⑤ 第1項又は第2項の規定にもとづく要請その他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則に定める。

注

(1) 「新聞等の自由及び機能保障に関する法律」第2条（用語の定義）第7項は、「インターネット新聞事業者とは、インターネット新聞を電子的に発行する者をいう」と規定する。「インターネット新聞」は、第5項において「コンピューター等の情報処理能力を有する装置と通信網を利用し、政治、経済、社会、文化、時事等に関する報道、論評、世論及び情報等を伝播するために刊行する電子刊行物であり、独自の記事生産と持続的な発行等、大統領令が定める基準を充足するものをいう」と規定されている。

(2) 「言論仲裁及び被害救済等に関する法律」第15条（訂正報道請求権の行使）第1項及び第4項から第7項までの規定は以下の通り。

第15条 訂正報道請求権の行使

① 訂正報道請求は、言論社の代表者に書面で行わなければならない。請求書には被害者の姓名、住所、電話番号等の連絡先を記載し、訂正の対象である報道内容及び訂正を求める理由と請求する訂正報

道文を明示しなければならない。

④次の各号の一に該当する事由がある場合には、言論社は訂正報道請求を拒否することができる。

1. 被害者が訂正報道請求権を行使する正当な利益がないとき。
2. 請求された訂正報道の内容が明白に事実と反するとき。
3. 請求された訂正報道の内容が明白に違法のとき。
4. 商業的な広告のみを目的とするとき。
5. 請求された訂正報道の内容が国家・地方自治体又は公共団体の公開会議及び法院の公開裁判手続きの事実報道に関するものであるとき。

⑤言論社が行う訂正報道には、元の報道内容を訂正する事後的陳述、その陳述の内容を表すタイトル及びこれを十分に伝達するのに必要な説明又は説明を含む。ただし、違法な内容は除く。

⑥言論社が行う訂正報道は、公正な世論形成がなされるよう、その事実の公表又は報道が行われた同一のチャンネル、紙面又は場所に同一の効果を発生させる方法により行われねばならず、放送の訂正報道文は字幕（ラジオ放送を除く。）と共に通常の方法で読むことができるようにしなければならない。

⑦言論社は、公表された放送報道（再送信を除く。）及び放送プログラム、定期刊行物、ニュース通信及びインターネット新聞報道のオリジナル版又はコピー版を公表後6か月間保管しなければならない。

(3) 第10条の2（選挙不正監視団）第2項後段、第3項及び第6項から第8項までの規定は以下の通り。

第10条の2 選挙不正監視団

②後段 選挙期間中に当該選挙に候補者を推薦した政党が推薦する各3名を含まなければならない。

③第2項後段の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には区市郡選挙管理委員会がその選挙不正監視団員を委嘱することができる。

1. 政党が選挙不正監視団員推薦放棄の意思を通知してきた場合
2. 政党が中央選挙管理委員会規則で定める推薦期限までに選挙不正監視団員を推薦せず、又は推薦した者が3名に達しない場合

④ 略

⑤ 略

⑥選挙不正監視団は、管轄区・市・郡選挙管理委員会の指揮を受けて、この法律に違反する行為に対して証拠資料を収集し、又は調査活動を行うことができる

⑦選挙不正監視団の所属員に対しては、予算の範囲内で手当又は実費を支給することができる。

⑧選挙不正監視団の構成、活動方法並びに手当及び実費の支給その他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則に定める。

(4) 「広告根拠」とは、その広告が出されることになった法的根拠をいう。公職選挙管理規則第45条の5（インターネット広告）第1項の規定によれば、インターネット広告には全て「選挙広告」と表示しなければならないと定められている。この規定は、選挙法上、許容される広告である点を確認し、責任の所在を明示するための措置であると考えられる。

（しらい きょう・海外立法情報課）